

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.12 (1956. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561201--001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561201--001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 三田學會雜誌

慶應義塾經濟學會

十二月號

	論	說	
	國鐵運賃についての一考察	……	増井健一 (一)
	——その市場經濟的側面——		
	科學的管理法の總體的考察	……	野口祐 (二)
	經營政策展開への一試論	……	關口操 (三)
	——アメリカにおける經營學の形成——		
	黎明期のイギリス労働組合運動	……	飯田鼎 (四)
	——團結禁止法と労働者階級——		
資料	マルク・ブロックと歴史	……	渡邊國廣 (五)
書評及び紹介			
經濟學關係文獻目錄			
昭和三十一年下半年總目次			

第四十九卷

第十二號

## MITA GAKKAI ZASSHI

(Mita Journal of Economics)

Vol. 49, No. 11

November, 1956

### CONTENTS

Public Planning and Free Market System.....	K. Kiga (1)
The Colonial Currency System in the Sterling Area	
.....	K. Yanaihara (15)
Resale Price Maintenance and Fair Competition	
.....	I. Kataoka (30)
A Note on "Die normalste Form des Grundeigentums	
für den kleinen Betrieb".....	A. Hirano (43)
Survey of Academic Circles	
Reviews and Notes	

Published for

KEIO-GIJUKU KEIZAI GAKKAI

(The Keio Economic Society)

Editorial communications to be sent to  
the Editor, Keio-Gijuku Keizai Gakkai,

Keio-Gijuku University,

Mita, Minato-ku, Tokyo, Japan.

Price 70 yen

書評及び紹介

D. Hamberg, *Economic Growth and Instability*.....鈴木 諒 一(三)

武藤光朗著『經濟倫理』.....氣 賀 健 三(六)

ヤコフツェフスキー著『封建農奴制ロシアにおける商人資本』.....常 盤 政 治(七)

石川 郁 男 譯

國鐵運賃についての一考察

—その市場經濟的側面—

增 井 健 一

この稿は、わが國最大の公共企業體であり、國民經濟的にも重要な役割を果している國鐵について、その運賃がいつたいどういう性格を持つているかという事を考察したものである。ここでは、關心は、主として國鐵運賃の市場經濟的側面に向けられているが、この場合、それを、國鐵運賃の實態に即して考えてみるというところにはまだ及び得なかつた。ここでは、國鐵運賃についての考え方が検討されているに止まる。

二

以下、わが國鐵の運賃について、それがどのように市場經濟に即した考え方にもとづいて定められているか、ということを考えていくのであるが、そのための重要な材料として、まず、わが國鐵現行の運賃制度を規定している國有鐵道運賃法(昭和二三年七月七日法律第一一二號として成立)をとり上げることとする。

國鐵運賃についての一考察

國鐵運賃法は、その總則第一條において、國鐵運賃を定める原則として、つぎの四項目をあげている。

- 一、公正妥當なものであること
  - 二、原價を償うものであること
  - 三、産業の發達に資すること
  - 四、賃金及び物價の安定に資すること
- もちろん、これらの原則が、はたしてどのように、それ以下の條項の規定の中に生かされているかは別に考慮されねばならないところであるが、ともかく、われわれは、まずこの原則について考えてみ、それが國鐵運賃についてのどのような考え方の上に立っているかを探つてみよう。

この四項目の原則は、みなそれぞれに、重要な意味を持つていてと考えられる。しかしそれらが、必ずしもすべて自明の事柄であるというわけではない。いま、國鐵運賃法が法案として提出され、昭和二年六月二八日の衆議院運輸及び交通委員會で審議された際における藪谷政府委員の答辯の中から、これら諸項目についての國鐵